

# 第9回移動等円滑化評価会議資料について

---

# 移動等円滑化評価会議における 主なご意見と国土交通省等の対応状況

---

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
<p>当事者目線の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オリパラに向けて基準は大分改善してきたが、まだまだ不十分なところもあるので、今回の評価指標の検討の中で出てきた基準は、ぜひガイドラインや基準に反映していただきたい。</li> <li>○ 前回会議で説明があった評価指標の作成イメージという表について、今回の提案によって、どのように変わってくるのか。バリアフリー基準やガイドラインの改定を先行して行い、それを基に事業者がきっちり整備していくという方向で進められるのか。それとも、それができる前に、前回提案されたような評価指標のチェック表を検討していただくのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回お示ししている「当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等に関する中間的な整理（案）」（以下、「中間整理案」という。）において記載しているように、引き続き、今回把握できたバリアフリー環境の課題等に対応するため、その対応策についてガイドライン等へ反映させていくことを検討してまいります。</li> </ul>
<p>当事者目線の取組 （対象施設）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道駅だけでなく、特別特定建築物の認定建築物を中心に、建築物の中でどのような評価がなされていくか調査してほしい。（ヒアリングやパワーポイントで説明をいただきながら意見交換など、多様な方法で展開していただきたい。）先に駅、それから次にほかの施設というように順番づけるだけでなく、ひよっとすると同時並行で可能な部分も出てくるのではないかと考えられるので、無理のない範囲でご検討いただきたい。</li> <li>○ 今後、現地調査の対象を決めていくときに、マスタープランや基本構想の重点地区に定められている駅がどうなのかなど、そういう場所の選定の仕方についても、検討いただきたい。実際、指定されたところがどうなのかなというようなチェックもしていけるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今回は、当事者が日常生活で利用することが多い鉄道駅を題材として、旅客施設に関するバリアフリー環境の課題等について令和5年度末までに整理を行うこととしています。 今回お示した中間整理案については、鉄道駅以外の施設についても横断的に関係のある課題等もあることから、関係部局に対して情報提供を行うことで、今後のバリアフリー整備に向けた問題意識を共有していきたいと考えております。</li> <li>○ 御指摘の通り、これまで実施した現地調査の課題を踏まえれば、特定の施設・設備におけるガイドラインの適合状況の確認など適切な調査のテーマ設定や進め方等を検討することが重要であると考えており、今後、現地調査を行う際に頂いた御意見も参考にしていきたいと考えております。</li> </ul>

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
<p>当事者目線の取組 (地域分科会の活用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在首都圏で鉄道駅の調査を行っており、比較的ガイドラインに沿った形で均質な整備が進められていると思うが、地方の場合、生活に密着している割には幾つかの問題があるのではないかと思う。ぜひ地域分科会での展開を、これからお願いしたい。</li>   <li>○ ガイドライン・基準への反映のときに、一定の案ができれば、ぜひ地域の分科会に諮っていただきたい。地域では、いろいろ多様な駅や旅客施設があるので、また新たな観点加わるかと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者参画の取組を推進していく上で、移動等円滑化評価会議の地域分科会を活用することも重要であると考えています。                      これまでも、旅客施設の改修等の際において地域分科会委員の障害当事者等が参画した検討会等の開催を行うなど、事業者における当事者参画の取組の促進に取り組んでいます。今回お示ししている中間整理案においても、試行的に地域分科会の活用をした旅客施設の調査の実施を盛り込んでいるところであり、引き続き、当事者参画の促進に取り組んでいきたいと考えております。</li>   <li>○ 移動円滑化評価会議の地域分科会については、地域における移動等円滑化の進展状況を把握・評価すること及び地域の事業者や自治体等による先進的な取組の横展開を目的として設置しており、バリアフリー政策について、それぞれの地域に即した観点から御意見を頂くことは重要と考えています。今回から地域分科会の委員の皆様にも傍聴頂いており、今後も、様々な機会でご意見を伺いながらバリアフリー政策に取り組んでいきたいと考えております。</li> </ul>

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
当事者目線の取組 (地域分科会の活用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者参画のモデル事業を将来的にやっていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の整備・設計段階からの当事者参画は重要であり、評価会議において当事者の委員に参画頂きバリアフリー政策に反映するとともに、これまでも、旅客施設の改修等の際において地域分科会委員の障害当事者等が参画した検討会等の開催を行うなど、事業者における当事者参画の取組の促進に取り組んでいます。 今回お示ししている中間整理案においても、試行的に地域分科会の活用をした旅客施設の調査の実施を盛り込んでいるところであり、引き続き、当事者参画の促進に取り組んでいきたいと考えております。</li> </ul>
当事者目線の取組 (テーマ設定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一連の移動経路は非常に重要だと思う。テーマ別意見交換会など、鉄道だけではなく、バスとバス停との連携や乗換えなど、そういったところの一連の流れを想定するというのを、お願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一連の移動経路全体のバリアフリー化や分かりやすい案内を行うことは重要であると考えており、今回お示ししている中間整理案についても、同様の趣旨を記載させて頂いているところ、今回は主に乗継ぎのない駅を想定した課題を整理していますが、鉄道の乗継ぎについてもバリアフリー環境の向上に向けた課題として記載させて頂いているところです。 中間整理案については、鉄道駅以外の施設においても横断的に関係のある課題等もあることから、関係部局に対して情報提供を行うことで、今後のバリアフリー整備に向けた問題意識を共有していきたいと考えております。</li> </ul>

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
<p>当事者目線の取組 (今後の進め方)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これからの進め方に関して、テーマ別の意見交換会の活用や少人数での対応という点があげられたが、特に障害特性別の意見交換会の中で大事なものは、異なる当事者間、利用者間のコミュニケーション。この評価をしていく上で重要であるため、少人数の場合や、障害特性別の意見交換会をする場合も、異なった属性の方々が同時にコミュニケーションを取っていく機会を構築しながら進めていただきたい。</li> <li>○ 妊産婦や子供については、それだけの業界というものがなく、なかなか意見を聞かれる機会がないので、異なる特性をあわせてと行うときに交せていただけると大変ありがたい。</li> <li>○ 現地調査の今後の調査項目等については、ハード面の項目が多く含まれている。障害の特性等を踏まえ、やはりソフト面での充実、項目等も今後、検討いただきたい。背景としては、現地調査に出向く際に、事前のチェックを行わないとリスクがあるため、参加が難しい要因となっている。やはり障害特性を理解した方に入っていただくことも、調査の段階では重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当事者目線に立ったバリアフリー環境の課題等の把握のため、令和4年12月から令和5年1月にかけて、「特性に応じたテーマ別意見交換会」を3回実施しました。意見交換会の実施にあたっては、ご指摘を踏まえ、複数の特性を合同開催とすることで、他の特性と共通する課題や、特性ごとで異なる課題等について、意見交換を行ったところです。</li> <li>○ 令和5年1月に実施した「特性に応じたテーマ別意見交換会」においては、肢体不自由の特性と合同で開催させていただいたところ。引き続き、「妊産婦及び乳幼児連れ」の特性を含めた当事者の意見の把握に努めていきたいと考えております。</li> <li>○ これまで開催した意見交換会においても、障害の特性に応じた人的支援の重要性が指摘されているところです。今回お示ししている中間整理案においても、記載している課題についても、更なるサービスの改善や乗客同士の支え合いなど人的支援による対応が必要なものが含まれており、ハード面での取組との適切な役割分担が重要である旨を記載させて頂いているところです。今後の現地調査の方法も含めて、引き続きご意見を把握させて頂きながら、バリアフリー政策に取り組んでいきたいと考えております。</li> </ul>



分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バリアフリーが義務化の対象となる範囲について、現状、特別特定建築物については床面積の合計が2000平米以上、鉄道駅については一日の平均利用者数が3000人以上または基本構想の生活関連施設に位置付けられた鉄道駅であれば2000人以上となっているが、この対象について引き下げる等の基準の見直しは考えていないのか。</li> <li>○ 鉄道駅バリアフリー料金制度が来年から始まるので、この新しい制度が始まることに併せて、バリアフリー基準のバージョンアップが必要だと考えている。例えばホーム全体の段差と隙間の解消や、バリアフリートイレの複数化、エレベーターのサイズの大型化、バリアフリールートの複数化などの新しい基準とをぜひ今後検討していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国一律での義務基準の見直しについては、基準に適合していないものは新設できないという厳しい規制になるため、整備の実態等を的確に見極めることが必要と考えており、関係事業者等とも調整しながら、引き続き検討していきたいと考えております。</li> <li>○ 今回お示ししている中間整理案では、ガイドライン等の改定も見据えて、新たなバリアフリー環境の課題等を整理しています。ご意見にあるようなバリアフリールートの複数化などについても、バリアフリー環境等の向上に向けた課題として整理させて頂いているところであり、これらについては、事業者の整備の考え方や駅施設の規模や構造等も踏まえながら、今後整備の水準について検討していくべきと考えていますが、引き続き、御意見をお聞かせ頂きながら、バリアフリー政策の実施に取り組んでいきたいと考えております。</li> </ul>
WEB予約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ みどりの窓口に行って障害者割引を申し込めなければならぬ状況がずっと続いている。非常に不便な思いを抱えている方たちもたくさんいるため、みどりの窓口に行かずとも、障害者割引を含めたウェブ予約などを活用できるように、活用できるかどうかというところも含めて検討をお願いさせていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道事業者に対し、導入に向けた働きかけを引き続き実施してまいります。</li> </ul>

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
WEB予約	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウェブ予約について、今どこまで進んでおり、今後どういう見通しになっているのかを具体的に説明していただきたい。</li> <li>○ 鉄道駅に関して、視覚障害者もウェブ上で障害者割引を使って切符を購入できるとよいという意見が寄せられている。</li> <li>○ 鉄道駅に関して、視覚障害者が、ウェブ上で購入する場合、ウェブアクセシビリティのことも検討していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年4月より東海道・山陽新幹線のぞみの車椅子対応座席において、また令和4年5月より車椅子用フリースペースについて、それぞれ試行が開始されております。また、一部の民鉄事業者においても車椅子対応座席のウェブ予約を実施しているところです。他の新幹線等のウェブ予約について、引き続き導入拡大を促進してまいります。</li> <li>○ 鉄道事業者に対し、導入に向けた働きかけを引き続き実施してまいります。</li> <li>○ バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）において、「障害者等が円滑にウェブサイト等を利用し必要な情報を得られるようにするために、JIS X 8341-3:2016 に基づき、ウェブアクセシビリティを確保する。」と記載しているところであり、鉄道事業者に対応するよう働きかけてまいります。</li> </ul>
ノンステップバス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バスのノンステップ化は都市部ではほぼ整備されていることだが、高齢者や障害者が多くいる地方で整備が進んでいない。補助金を出すなどして整備を広げなければ、免許返納後の高齢者が路頭に迷ってしまう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ノンステップバスの整備目標は「令和7年までに80%」としている一方で令和3年度末時点では65.5%となっており、都市部と地方部で普及率の偏りがあります。これを踏まえ、国土交通省としてはノンステップバスの導入補助について導入率の低い事業者へ重点的に補助を行っているところです。</li> </ul>
観光施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光施設のバリアフリーに関して、聴覚障害に関しては、観光の際に、観光施設において音声のみでの案内となり、情報取得できない部分がある。例えばQRコードを読み取って、手話や字幕などによって、その音声情報にアクセスできるというようなモデルになるような場所や取組があるのか。ある場合に、それをモデルとして、普及のために掲載等をしていただけたら検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 来年度事業で障害者ごとのモデルツアーを催行予定。この事業によりバリアフリー対応の好事例を横展開することを考えており、「観光施設における心のバリアフリー認定制度」も活用しながら、情報発信するなどして引き続きバリアフリー情報の見える化を進めたいと考えているところです。</li> </ul>



分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
航空機	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空機の電動車椅子等のバッテリーの確認について、非常に困っているが、なかなか前に進んでいない。航空機については、そろそろ基準の見直しのようなことをやっていただきたい。また、ビジネスクラスが車椅子使用者に使いづらいということも、非常に問題があるので、バリアフリーの基準そのものを見直していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電動車椅子等のバッテリーは、安全上の観点から、搭乗前に仕様、取り外し方等を確認する必要がありますが、車椅子ごとに異なるため、その確認に時間を要しています。</li> <li>○ 各航空会社においては、確認作業の円滑化を図るため、社員の教育・訓練、チェックリストの見直しなどを行っています。</li> <li>○ 加えて、バッテリーの仕様等を確認するためには、各電動車椅子メーカーのホームページ等から当該車椅子の仕様書等を探する必要がありますが、今回新たに、電動車いす安全普及協会や日本車いすシーティング協会と協力して、これら協会のホームページからすぐ探すことができるような仕組み作りを進めています。</li> <li>○ また、ビジネスクラスの問題につきましては、新しく導入している機材では改善されてきています。</li> <li>○ このように、各航空会社においては、皆様の負担の軽減に取り組んでいますが、航空局としても、引き続き、各航空会社に対しまして、電動車椅子のバッテリーの確認作業の円滑化などについて、要請していきます。</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所に指定されている全ての学校に整備するということが、どれぐらいの学校が指定されているか、数値を教えてください。この場合の車椅子使用者用トイレというのは、どういうトイレなのか教えてください。いわゆるバリアフリートイレなのか、だれでもトイレのようなトイレなのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和4年度に文部科学省の実施した「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」において、バリアフリートイレが整備されている学校（公立の小中学校を対象）は、校舎で約70%、屋内運動場で約42%となっています。国としては、令和7年度までに避難所に指定されている学校の全てに車椅子使用者用トイレを整備することを整備目標として掲げているところですが、避難所に指定されている学校は、令和4年度の調査時点で全学校のうち校舎で約93%、屋内運動場で約98%に当たります。</li> <li>○ また、本調査における、バリアフリートイレとは、車椅子使用者用トイレ、オストメイト用設備を有するトイレ、乳幼児連れ用設備を有するトイレを総称したものとしています。学校施設のバリアフリー化の加速を図るため、学校設置者に対する財政支援や好事例の横展開等による技術的支援、文部科学省ウェブサイトやポスターを通じた普及啓発に一層取り組んでまいります。</li> </ul>

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ソフト面の施策取組、学校教育の中でどう行っていくのか、文科省との連携になると思うが、目に見える障害を理解したことで障害が分かったということにならないよう、様々な障害があり、困りごとを持っている方がいるというところも含め、改めて確認して頂きたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下記のとおり取り組んでおり、引き続き学校教育において障害理解促進が図られるよう努めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領に記載の「交流及び共同学習」の機会の推進</li> <li>・授業等で活用できる「心のバリアフリーノート」の作成・周知</li> <li>・交流及び共同学習の好事例を取りまとめた「交流及び共同学習ガイド」の改訂・周知</li> <li>・障害のある子供の教育支援の手引きの改定・周知 等</li> </ul> </li> </ul>
道路のガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路のガイドラインが6月に改定をされたが、これは踏切事故を受けて、踏切の安全な移動に関してのものが一部加わったと認識している。これについて、ここで終わるということではないと把握しているところ、今後どういうふうに取り扱われるか教えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 踏切における「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置の在り方等については、「道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会」等において頂いているご指摘も踏まえ、引き続き検討する予定です。また、特定道路に指定されている直轄国道の踏切において、先行的に、視覚障害者のための誘導表示の整備等を進めています。</li> </ul>
知的・発達障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国交省の知的・発達障害者等の公共交通機関の利用支援となる利用体験プログラムの実施マニュアルと関連づけながら、知的障害、発達障害の方の移動についても基準・ガイドラインが設けられるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 知的・発達・精神障害等をもつ方も、安心して公共交通機関を利用できるよう、障害当事者に利用体験を通じて交通環境の理解を深めていただくため、「知的障害者・発達障害者・精神障害者の公共交通機関の利用支援となる利用体験実施マニュアル」の策定を予定しているところです。</li> </ul>
認知症	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害の方と同様に、認知症の方も障害が進むにつれ、公共交通の利用が難しくなり、検討会等に参加することも厳しくなる。そういう人たちも利用できる公共性が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討会等の実施については、こういった形であれば様々な特性のある当事者が幅広く参加することができるのか、引き続き相談させていただき、検討させていただきたいと考えております。</li> </ul>

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
障害者割引	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ETC割引の関係で、令和4年の4月から成人年齢が満18歳となった影響で、本人が成人に達すると、新たに本人名義のETCカードの取得が必要となる。しかし、一般的なETCカードはクレジットカードに追加発行されるものであるため、18歳になったときから卒業までの間にETCカードが取得できない期間が生まれてしまう。高速道路事業者が発行しているETCパーソナルカードの存在も知っているが、取得の困難さもあり、高校卒業までの間は親のETCカードの割引が受けられるように制度の見直しをしていただきたい。</li> <li>○ 有料道路における障害者割引の取扱いについて、今年度検討が行われ、来年度にその制度が改正されて動き出すと聞いている。この辺の状況を教えていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者割引による割引相当額については、一般の利用者からいただく通行料金が財源となっていることから、割引適用の対象範囲については、一般の利用者からも広く理解を得られるよう、一定の要件を設けています。有料道路事業者が発行するETCパーソナルカードは16歳から作成可能であり、高校生でも本人名義のカードを取得できる。また、このカードをより使いやすくするため、令和5年3月1日より、これまでの保証金（デポジット）の最低額20,000円を3,000円に引き下げるなど、利用条件の見直しを行ったところ。いただいた要望については、高速道路会社に伝達の上、割引適用の要件見直しについて検討を求めています。</li> <li>○ 有料道路における障害者割引制度は、ご本人が日常的に利用する自家用車を1人1台まで事前に登録いただき、割引対象としていたところ。この1人1台の要件については、皆様からの要望を踏まえ、高速道路会社をはじめとした関係者において調整した結果、令和5年3月27日より、事前登録していない車両でも割引の対象とすることとしました。詳細な利用方法については、高速道路会社のホームページ又はお客様センターにてご確認ください。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価会議を地方分科会の方が傍聴したいという声がある。各地の人が傍聴して把握しておきたいという前向きな意見だと思うので、次回以降、傍聴できるように検討いただきたい</li> <li>○ 大人のおむつ交換のできるトイレの確保は全国に広げ、その場所の確認ができることが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域分科会委員の傍聴については、ご意見を踏まえて令和5年3月の第9回移動等円滑化評価会議から実施します。</li> <li>○ 施設情報の提供に関しましては、様々な特性のある当事者の移動円滑化に不可欠なものであると認識しています。そのため、事業者等の情報提供の実態を把握しつつ、どのような情報提供がより効果的であるのか、当事者の方と相談させていただき、検討してまいりたいと考えております。</li> </ul>

分類	障害当事者等からのご意見	国土交通省等の対応状況
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駅の無人化に伴って、みどりの窓口が少なくなり、ジパング倶楽部の取扱いが非常に難しくなっている状況。視覚障害者だけでなく、その他の障害者・高齢者を含めて、利用しやすい駅で物理的にチケットを交換する場所がなくなると、利用に困難を生じることがより増えてくるため、この取扱いについて、検討していただきたい。</li> <li>○ 所有権の問題かと思うが、道路において、縁石が途切れ途切れに残っている状態がある。車が乗り上げたり、ぶつかったりして危険であるため、改善のための検討をしていただきたい。年齢が高くなると、同じような色の識別が困難になってくるため、道路と同じような色ではなく分かりやすい色に変える等の検討をしていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ JR各社からは、オペレーターと遠隔で話すことでジパング倶楽部等の切符を購入できる券売機の導入を進めると聞いているところ。引き続き、利用者の利便性を損なうことがないよう、鉄道事業者に働きかけてまいります。</li> <li>○ 国土交通省では、「道路移動等円滑化基準」に基づいた道路の整備・管理を行うにあたって必要な考え方を示した「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を全国の道路管理者へ送付のうえ、安全で快適な道路空間の整備を求めているところ。本ガイドラインでは、障害者等の利用者に計画・立案の段階から参加を求め、幅広く意見収集や意見交換を行い、どのような整備が必要であるかなどを適切に把握したうえで整備を進めることなど、当事者参加の考え方を記載しております。国土交通省としては、視覚障害者を含む全ての道路利用者が安全かつ円滑に移動できるよう、引き続き、本ガイドラインの周知などに努めてまいります。</li> </ul>

# 国土交通省等における最近の 主な取組

---



# 新たなバリアフリーの取組に関する 対応状況

---

## 新たなバリアフリーの取組に関する対応状況

- 令和3年6月、第2回本省ユニバーサルデザイン推進本部 本部会議において、**当事者の利便性の改善や負担軽減効果の大きい4つの取組**について、**全国展開等を目指していく**ことを決定。
- 現在の対応状況は以下のとおり。

取組項目	現在（令和5年3月時点）の対応状況
①障害者用ICカードの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関東圏の鉄道・バスにおけるSuica・PASMOについて、令和5年3月18日にサービスを開始。</li> <li>○ 令和3年度補正予算以降、支援措置をメニュー化。</li> <li>○ 予算措置も踏まえ、事業者・事業者団体との間で導入促進に向けた調整を引き続き実施。</li> </ul>
②特急車両車椅子用フリースペース導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年3月に、障害者団体、鉄道事業者等で構成される「特急車両におけるバリアフリー対策に関する意見交換会」を設置</li> <li>○ 令和4年1月に検討結果をとりまとめ、3月にバリアフリー基準及びバリアフリーガイドラインを改正</li> </ul>
③ウェブによる障害者用乗車券等の予約決済の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度補正予算以降、支援措置をメニュー化。</li> <li>○ 予算措置も踏まえ、事業者・事業者団体との間で導入促進に向けた調整を引き続き実施。</li> </ul>
④精神障害者割引の導入促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国会の請願採択等を踏まえ、各事業者に対し、導入要請を実施</li> <li>○ 障害の程度に対する割引適用の範囲のあり方等について、厚労省や事業者と実務的な検討・調整を進めているところ。</li> </ul>

# 建築物のバリアフリー化に向けた 取組の方向性(全体像)

---

## 国土交通省の取組の方向性

### < 建築設計標準の普及、見直し >

○施設計画に応じて求められるバリアフリー基準や考え方について、**普及を図る**とともに、ニーズ等を踏まえて**記載内容の充実が必要**。

(直近の取組)

- 劇場、観覧場等の客席・観覧席に関する追補版(H27)
- ホテル、旅館に関する追補版(H30)
- 小規模店舗、重度障害対応に関する記載の充実(R2)

### < 法令基準(義務基準、誘導基準)の見直し >

○最低限、遵守すべき**義務基準**と全体水準の底上げを図る**誘導基準**について、**ニーズや実態を踏まえて見直しが必要**。

(直近の取組)

- ホテル、旅館の客室に関する基準の見直し(H30)
- 劇場等の客席に関する誘導基準の新設(R3)

### < 地域の実情を踏まえたバリアフリー化の促進 >

○地域の実情や施設の利用計画に応じた柔軟なバリアフリー化が進むよう、**地方自治体や民間事業者の取り組みの後押しが必要**。

(直近の取組)

- バリアフリー条例の制定促進(条例事例集の作成)(R4)
- 既存建築物の改修に対する交付金制度の創設(R4)

### 関係者参画による推進体制

(建築設計標準フォローアップ会議/R3~)

○関係者間での**課題共有、意見交換**

○建築設計標準等の**普及促進**

→令和5年度以降も継続的に開催

<b>当事者団体</b> 課題やニーズ、事例の共有 地方組織への普及 等	<b>事業者・業界団体</b> 取組事例の共有 業界内への普及促進 等
<b>学識経験者</b> 取組への助言 新たな知見 等	<b>国・地方公共団体</b> 施策の推進 取組事例の共有 等

意見交換

### 【取組の方向性】

「優良事例や配慮が足りない事例」や「計画段階での当事者参画の進め方」など、**建築設計標準の更なる充実化を検討**(p.2)

当事者ニーズや整備実態等の社会情勢の変化を踏まえ、**法令基準の見直しを検討**(p.3)

条例制定の促進、交付金制度の活用促進等により、**地域の実情等に応じたバリアフリー化を促進**

# 建築設計標準の更なる充実化に向けて

- フォローアップ会議では、建築物のバリアフリー化の促進に向けて、引き続き先進事例等の共有を進めるとともに、関係者が連携して建築設計標準や先進事例等の普及・周知を促進する。
- 併せて、会議でのご意見や議論された事項、蓄積された多様な取組・事例をもとに、適宜、建築設計標準に反映するなど、記載内容の充実化を図る。

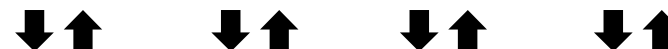
## 今後の建築設計標準に関する取組(たたき台)

H27 ➤ H31 ➤ R3.3 ➤

蓄積した事例等を随時発信

●●● 建築設計標準の見直し

フォローアップ会議(年2回程度実施)



### (1) 建築設計標準の改正(H29.3、R3.3改正)

- ① 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ② 重度の障害、介助等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実
- ③ 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

### (2) ホテル又は旅館に関する追補版(H31.3)

### (3) 劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版(H27.3)

### 建築物のバリアフリー設計に関する内容の充実

- 設計段階からの **当事者参加・意見聴取の取組事例**
- 利用者への **配慮が足りない設計事例**
- 既存建築物の **改修事例**(補助事業から事例収集)
- 現地調査等を通じた建築設計標準の点検・評価 等

### 優良な設計事例・取組事例の充実

- 建築設計標準の記載事項を取り込んで整備された建築物の事例
- 当事者からの意見聴取を反映した設計事例 等



# バリアフリー基準の見直しについて

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子使用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子使用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、当事者団体、施設管理者関係団体等を交えた「バリアフリー基準の見直しに関する検討WG」を設置し、「車椅子使用者用便房・駐車施設」や「車椅子使用者用客席」といった**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

## ■バリアフリー法体系(建築物)

延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物  
※学校、病院、物販店舗、官公署、劇場 等

新築等する場合に**移動等円滑化基準**への適合が必要 ※既存建築物は努力義務

**移動等円滑化誘導基準**に適合した場合、容積率の緩和等のインセンティブの対象

## <バリアフリー法における主な基準(設置数関連)>

	移動等円滑化基準 (義務基準)	移動等円滑化誘導基準 (誘導基準)
車椅子使用者用便房	1以上設置	各階1以上設置
車椅子使用者用駐車施設	1以上設置	駐車台数に応じて、1%~2%以上
車椅子使用者用客室(ホテル・旅館)	客室総数の1%以上設置(50室以上の場合)	客室数に応じて、1%~2%以上
車椅子使用者用客席(劇場・観覧場等)	—	客席数に応じて、0.75%~2%以上

## 基準見直しの方向性について検討

### 検討WGメンバー(案)

学識経験者、当事者団体(車椅子関係)、施設管理者関係団体、設計者団体、審査者団体、関係省庁(オブザーバー)

### 検討スケジュール(案)

R5年度~  
・フォローアップ会議に検討WGを設置  
・検討WG(3~4回程度を想定)  
R5年度内  
・基準見直しの方向性とりまとめ

# ソフト施策の取組状況

---

# ソフト施策の取組状況(「心のバリアフリー」の推進)

## バリアフリー教室の開催

- 高齢者・障害者等のバリアの体験等を通じ、バリアフリーに対する国民の理解増進を図るとともに、「心のバリアフリー」の普及を目指して、各運輸局等が「バリアフリー教室」を開催。



▲視覚障害者サポート体験



▲車椅子サポート体験



▲子供用車椅子

## 交通事業者の接遇向上に向けた取組

- 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(平成29年2月20日関係閣僚会議決定)に基づき、交通・観光分野における接遇の向上と職員研修の充実を図るため、平成30年に接遇ガイドラインを策定。
- また、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月18日関係閣僚会議決定)に基づき、接遇ガイドライン(認知症の人編)を、加えて、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた接遇方法をとりまとめた接遇ガイドライン(追補版)を、令和3年に策定。
- さらに、これらの接遇ガイドラインの内容を反映させるため、平成31年に策定された接遇研修モデルプログラムの改訂版を令和4年に策定。



## 高齢者障害者等用施設等の適正利用推進やあり方の検討

- 高齢者障害者等用施設等(バリアフリートイレ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等)の適正な利用の推進に向け、ポスター等によるキャンペーンを実施。
- 機能分散推進や多様な利用者特性への対応など共生社会におけるトイレの今後のあり方について検討を行い、令和3年にとりまとめ。
- さらに適正利用推進やハード整備の方向性など車椅子使用者用駐車施設等のあり方についても検討を行い、令和4年に方向性をとりまとめ。
- 上記とりまとめの内容については、各種ガイドラインの改正等に反映。



## 公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化推進

- 公共交通機関等におけるベビーカーを一層利用しやすい環境の整備に向け、ベビーカーの安全な使用と周囲の理解協力の普及啓発を図るため、ポスター等によるキャンペーンを実施。



## 教育啓発特定事業の円滑な実施に向けた取組

- 令和2年バリアフリー法改正により、児童や住民の「心のバリアフリー」理解促進等のために市町村等が実施する事業として、「教育啓発特定事業」を創設。
- そこで、同事業の円滑な実施に向け、具体的な取組内容や実施方法等を検討する際の参考となるようなガイドラインを令和4年に作成・公表。



▲取組の想定例

# 教育啓発特定事業とは

移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」を推進するため、市町村又は施設設置管理者等（「市町村等」という。）が行う次のいずれかの事業で、市町村が作成する基本構想に位置づけて実施するもの。  
基本構想に位置づけることにより、市町村等は特定事業計画を作成し、当該計画に基づいて事業を実施することとなる。

## ○ 学校連携教育事業（イ号事業） 文部科学省共管

- 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業

- ☆ 学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障害当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催
- ☆ 旅客施設におけるバリアフリー教室の開催

等

※ 学校の教育活動との調和や教職員への過大な業務負担の防止を図るため、連携対象である学校と十分に事前に協議することが重要



小学生へのトイレ利用マナーに関するバリアフリー教室



小学生による公共交通の利用疑似体験

## ○ 理解協力啓発事業（ロ号事業）

- 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

- ☆ 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催
- ☆ 公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施
- ☆ 優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示

等



タクシー事業者におけるユニバーサルマナー研修



車椅子利用者用駐車施設等の適正利用啓発ポスター



# 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインの概要

- 令和2年のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）改正により、面的・一体的なバリアフリー化を図るために市町村が作成する計画（バリアフリー基本構想）に基づき、市町村や施設設置管理者等が実施する「心のバリアフリー」に関する事業である**教育啓発特定事業**が創設。
- 本ガイドラインは、市町村等の教育啓発特定事業の**継続的・計画的かつ円滑な実施を促進**するため、**具体的な進め方についての標準的な手法や望ましい実施方法等をマニュアル**として示すもの。
- 今後、本ガイドラインも参考としつつ、様々な取組が実施されることが期待される。

## ガイドラインの構成

### <ガイドライン本編>

教育啓発特定事業を実施する意義、計画的かつ継続的な実施の必要性、「心のバリアフリー」や「障害の社会モデル」について理解を得ることの重要性、障害当事者の参画の意義、学校と連携して実施する場合のポイント等を掲載。

### <教育啓発特定事業>

#### ①学校連携教育事業

児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業  
(例) 学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室 等

#### ②理解協力啓発事業

住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業  
(例) 障害当事者を講師とした住民向けバリアフリー講習会やセミナーの開催 等

### <実施マニュアル>

教育啓発特定事業としての実施が想定される代表的な4つの取組について、進め方、企画におけるポイントと留意事項、具体的な実施方法、フィードバックのやり方等について、実施事例等を紹介しつつ、標準的な手法や望ましい実施方法を提示。

(バリアフリー教室編)



(まち歩き点検等編)



(シンポジウム・セミナー編)



(適正利用等の広報啓発編)





## 検討趣旨

- 車椅子使用者用駐車施設等は共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つ
- 車椅子使用者用駐車施設等に関する現状の取組を検証し、今後のさらなる対策について検討

## 現行制度等

- バリアフリー法に基づく車椅子使用者用駐車施設の設置義務
- 地方公共団体における取組(パーキング・パーミット制度)の導入促進
- 適正利用に関する関係者の責務を規定(R2バリアフリー法改正)
- 適正利用の広報啓発の取組等

## 検討の流れ

### 1. 障害当事者向けニーズ調査

- 車椅子使用者等へのアンケートを通じ、駐車施設の利用に関する困りごとや利用ニーズ等を把握。

### 2. 適正利用に関する制度・先進事例等調査

- 都道府県等へのアンケートを実施し、パーキング・パーミット制度の導入・運用の状況、車椅子使用者用駐車施設の利用対象者、課題や現状等について調査。
- 旅客施設、商業施設等の施設設置管理者に対しヒアリングを実施し、不適正利用対策の事例等を調査。等

### 3. 車椅子使用者用駐車施設のハードの実態調査

- 都道府県等に対し、特定路外駐車場の移動等円滑化基準適合状況等を調査。
- 民間商業施設における車椅子使用者用駐車施設の設置状況等を調査。

### 4. 今後の施策の検討の方向性のとりまとめ

- 1～3で確認した車椅子使用者用駐車施設等のハード・ソフトの実態を踏まえ、今後の検討課題とその対応方針についてとりまとめ

各種ガイドラインの作成・改正等の検討に反映、  
適正利用に関する指針の作成等

## 検討体制

### 検討会の構成

学識経験者、障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等、関係省庁等  
(委員長:高橋名誉教授(東洋大学))

### 検討経緯

時期	実施内容	
R3年3月	意見交換会	課題認識の共有
R3年8月	第1回 検討会開催	・現行制度等の共有 ・調査検討の方針 等
R3年9～11月		・障害当事者向けニーズ調査 ・適正利用(ソフト)に関する実態調査 ・ハードに関する実態調査 等
R3年11月	第2回 検討会開催	・実態調査結果報告 ・検討の方向性 等
R3年12月		・検討の方向性についての整理
R4年1月	第3回 検討会開催	・検討の方向性(中間整理) 等
R4年3月		検討の方向性(中間整理)の公表

車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性 中間整理

■車椅子利用者用駐車施設等の利用ニーズへの対応

- 屋根の設置や経路の安全性、福祉車両等に対応した駐車区画後方の安全な乗降スペースの確保等の課題。
- また、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者のあり方や適切な情報提供等による利用環境の配慮等が必要。
- 以上を踏まえ、各ガイドラインに必要な内容を反映するとともに、多様なニーズを踏まえた適正利用のあり方について検討する。

■車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進方策

①車椅子利用者用駐車施設の利用対象者

- 車椅子利用者用駐車施設への**利用集中**が課題。
- そのため、多様な障害当事者等の利用ニーズも確認しつつ、車椅子利用者用駐車施設の**利用対象者の明確化**、優先駐車区画の確保等による**利用分散**を推進すること等が必要。

②パーキング・パーミット制度のあり方

- 適正利用に一定の効果がある一方、不適正利用や駐車区画の不足、**利用集中**等のさまざまな課題。
- 今後は、地域の実状に応じた制度運用を前提としつつ、制度運用のあり方についての**統一的考え方**が求められる。

③駐車区画の確保等

- 特に**都市部**を中心として**駐車区画の不足**が課題
- したがって、**ダブルスペース方式**等の普及や**多様な区画の確保**に加え、施設設置管理者等が実施する**効率的な駐車区画の利用の取組**等について周知を図ることが必要。

④不適正駐車対策等制度の実効性確保

- **ハード・ソフトの不適正利用対策**について、実効性や効果を踏まえつつ全国展開を図ることが必要。
- 一方、罰則等の導入を検討するにあたっては課題が多く、不適正利用対策の効果も踏まえつつ、継続して議論を行う。

■車椅子利用者用駐車施設のハードの整備方策

①車椅子利用者用駐車施設の基準

- 設置数に係る基準については、適正利用の推進と併せて、ニーズや実態面等を踏まえた検討が必要。
- そのため、基準等に基づく駐車区画の適切な整備を進めつつ、屋根や庇の設置、区画の表示方法、車後方からの乗降場所の確保等各ガイドラインの充実化や周知を図る。

②既存施設への対応

- 敷地の制約等からハード面での対策が困難な場合があり、ソフト的対応を含めた取組の検討が必要
- そのため、既存施設を改善・改修した事例や運用面での工夫により対応を可能とした事例の周知を図る。

③機械式立体駐車施設

- 車椅子利用者が円滑に利用可能な環境が十分に確保されていないことが課題。
- そのため、車椅子利用者対応駐車設備の利用上の留意点とともに、取組事例の収集に努め、周知を図る。

④コインパーキング等小規模駐車場

- 都市部の小規模駐車場の駐車区画不足が課題。
- そのため、まちづくりと連携して駐車場施策を検討し、各地域で適切に車椅子利用者用駐車施設の確保がなされるよう、取組事例の収集に努め、周知を図る。

今後の対応

- 各種ガイドラインの改正等の検討への反映
- 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- まちづくりと連携した駐車場施策ガイドライン
- 道路の移動等円滑化整備ガイドライン
- 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

- 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用に関する指針の作成(令和4年度中)

[主な予定]

- 令和4年度も引き続き検討会の開催
- 多様な障害当事者、地方公共団体、施設設置管理者等も含めた意見交換の実施

- 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用キャンペーンの実施

- 取組事例の収集・周知

- 既存駐車場において車椅子利用者用駐車施設を増設した事例
- まちづくりと連携して車椅子利用者用駐車施設を確保した事例

等

### 検討趣旨

- 共生社会における移動環境を確保するための基本的インフラの一つとなっている車椅子使用者用駐車施設等に、本来であれば必要がない人が駐車すること等により、**真に必要な人が利用できない状況も見られ、その適性利用のあり方等について課題**が指摘されている。
- そこで、ハード・ソフト両面から**今後の施策のあり方**について、**令和3年度**に検討会を設置しハード・ソフトの両面から検討を実施し、**中間整理**を取りまとめたところ。
- ハード整備方策については、各施設整備における基準やガイドライン等により整備を促進しつつ、**車椅子使用者駐車施設への適正利用等の課題のソフト面**については、様々な利用者ニーズを踏まえ、適正利用等に関する推進方策の**検討が必要**。
- このため、令和3年度の中間整理を踏まえ、車椅子使用者駐車施設の**利用対象者の明確化、制度運用の統一**的考え方の提示、**多様な区画確保や不適正駐車対策の取組周知等、ソフト面での対応**として、**適正利用に関するガイドラインを作成**する。



### 検討の体制

#### 構成

- 学識経験者、障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等（委員長：高橋名誉教授（東洋大学））
- 事務局（国土交通省総合政策局、都市局、住宅局、道路局）、関係省庁

#### スケジュール

R3年度の中間整理等を踏まえ、取組事例を収集・整理等をしつつ、検討会（2回）を経て、ガイドラインをとりまとめる。

4～8月	9月	10～2月	3月頃
多様な障害者団体、事業者団体、駐車場関係団体、地方公共団体等との意見交換等	第1回検討会 ガイドライン（素案）についての意見交換等	取組事例の収集・整理等 第1回検討会でのご意見等を踏まえたガイドライン（素案）の修正等	第2回検討会 ガイドラインのとりまとめ

## キャンペーン概要

改正された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」では、「高齢者障害者等用施設等※の適正な利用の推進」が、国、地方公共団体、施設設置管理者等、国民の責務として規定され、令和3年4月1日から施行。

本施行を踏まえ、高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進のためキャンペーンを実施し、「障害の社会モデル」の考え方を普及させ、「心のバリアフリー」を推進。

※高齢者障害者等用施設等

バリアフリースイ、車椅子使用者用駐車施設等、旅客施設等のエレベーター、車両等の優先席等を指す。

～ キャンペーンポスター ～



(バリアフリースイ) (車椅子使用者用駐車施設等) (旅客施設等のエレベーター) (車両等の優先席)

## 令和4年度実績

### ■ 実施期間

令和4年12月3日～令和5年1月9日

※12月3日～12月9日 障害者週間

※キャンペーンは令和3年度より実施

### ■ 協力団体、機関等におけるポスター掲示等による周知

- ・公共交通事業者等
- ・道の駅
- ・ショッピングセンター
- ・高速道路会社
- ・百貨店
- ・地方公共団体等 など

### ■ SNSを活用したキャンペーン実施の周知

- ・国土交通省公式Twitter

### ■ トイレマナー講習会の実施

- ・地方運輸局主催のバリアフリー教室の1コマ

## 各地方局等の取組

- 庁舎内におけるポスター掲示
- チラシの配布
- 「バリアフリー教室」でバリアフリースイの適正利用に関する講習会の実施



# ベビーカー利用キャンペーン

## キャンペーン概要



### 『ベビーカーマーク』

ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道や車両スペース等）を表示。ベビーカーマークは平成27年5月に JIS 化。ベビーカーマークのあるスペースについて一般利用者の配慮を呼びかけ。

国土交通省では、平成26年より**毎年5月頃、ベビーカーキャンペーン**として、「ベビーカー利用にあたってのお願い」と「ベビーカーマーク」を広く周知・浸透させる取組を実施。



ポスター



チラシ



車内デジタルサイネージ  
(鉄道版・バス版)

## 令和4年度実施概要

### ○ベビーカーキャンペーンの実施

駅や鉄道・バス車両、商業施設などにおいて、ポスターやチラシ、デジタルサイネージ等により周知。

	ポスター	チラシ配布
駅、車両等	約38,800枚	約26,900枚
建築物	約1,800枚	約8,500枚

※その他、アナウンスを実施するなど事業者独自の取組を実施。

### ○国土交通省公式ツイッターへの掲載

### ○ポスターや チラシ、デジタルサイネージ等により周知

### ○国土交通省HP等においてベビーカーマーク及びキャンペーンの実施の周知

### ○政府広報テレビ番組にて放送

### ○地方運輸局等が実施するバリアフリー教室におけるベビーカー利用及びベビーカーマークの普及・啓発 等



# 公共交通機関における子ども用車椅子の取扱いについて

## 子ども用車椅子(バギー型車椅子)の特徴

姿勢を保てない等の子どもが、背もたれの角度を変えられたり、姿勢を固定できたりする「バギー型」の車椅子を利用。ベビーカーと間違えられ、必要な介助が受けられない場合があるため、配慮することが重要。(※)

### ○折りたためない

車椅子であり、座る姿勢が取れないなどの身体的特徴から、車体を折りたたむことは容易ではない。

### ○重量がある

車椅子自体の重量に加え、医療機器を搭載している場合もある。車体を持ち上げて大きな段差などを越えることは非常に困難。

### ○「子ども用車椅子マーク」を付けた利用者あり

※ベビーカーを子ども用車椅子と同じ目的で使用している場合もある。



## 認知度向上に向けた各種取組

### ○公共交通事業者等への周知

公共交通事業者への周知を行うとともに、駅や鉄道・バス車両、商業施設などにポスターを掲出。

### ○子ども用車椅子マーク

「子ども用車椅子」だと判別しやすいように、団体等にて独自にマークを作成。



### ＜子ども用車椅子マークの一例＞



一般社団法人mina family



バギーマークのお店

# 公立小中学校等施設の バリアフリー化に関する取組

---

文部科学省

---

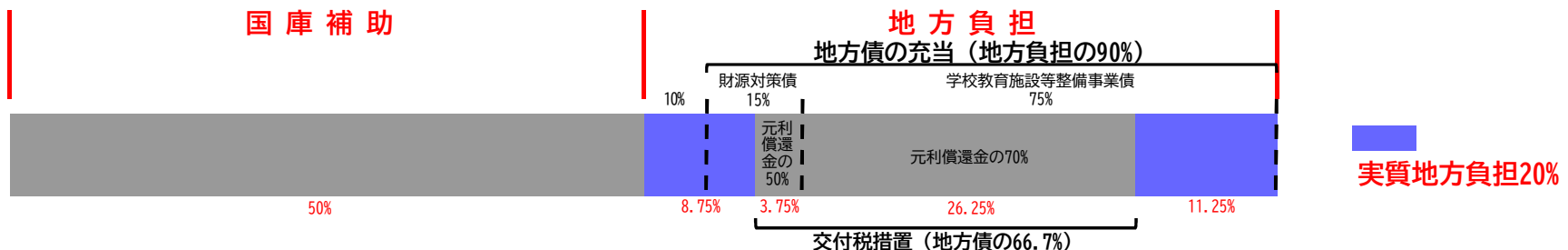
# 公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について

- 令和2年5月のバリアフリー法の改正により、既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化されたことを踏まえ、文部科学省では、令和7年度末までの整備目標を設定し、取組の加速を要請。
- 学校設置者は、関係部局との連携を図りながら整備計画を策定し、計画的な取組を加速することが必要。具体的には、要配慮児童生徒の入学予定情報等を早めに収集しつつ、あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、長寿命化改修等の大規模改修時には、施設全体のバリアフリー化を進めることが重要。
- 文部科学省では、令和3年度から、バリアフリー化のための改修事業について国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ。

● バリアフリー化率の現状と、令和7年度末までの国の目標 ※学校施設のバリアフリー化に関する計画等がある地方自治体は25%に留まる。

対象		令和2年度	令和4年度	令和7年度末までの目標	
バリアフリートイレ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校※に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%(校舎)、約98%(屋内運動場)に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%		
スロープ等による 段差解消	門から建物の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する	
		屋内運動場	74.4%		77.9%
	昇降口・玄関等から 教室等まで	校舎	57.3%		61.1%
		屋内運動場	57.0%		62.1%
エレベーター (1階建ての建物のみ保有する学校を含む)	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校※に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%(校舎)、約76%(屋内運動場)に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%		

● バリアフリー化工事の国庫補助算定割合引き上げ ※地方負担分について、90%まで地方債を充当可能。そのうち66.7%が交付税措置される。



# 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組について

- 令和4年12月、**学校施設のバリアフリー化に関する実態調査の結果を公表**するとともに、**各学校設置者に対し、改めて取組の一層の推進を要請**。
- 文部科学省ウェブサイト中に「**学校施設のバリアフリー化の推進**」の特設ページを開設。

特設ページでは以下の内容を公表

**学校施設のバリアフリー化の検討や実施のほか、機運醸成等のためにご活用ください。**

- ・バリアフリー化に関する調査研究・事例集
- ・整備目標・実態調査
- ・これまでの通知・事務連絡等
- ・国庫補助制度
- ・広報資料（ポスター、チラシ）
- ・相談窓口

掲載URL

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/seibi/mext\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html)



また、整備計画の策定状況やバリアフリー化の状況のフォローアップを継続的に実施する予定。

既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に進められるよう、積極的な取組にご協力をお願いします。

# 交流及び共同学習オンラインフォーラム

---

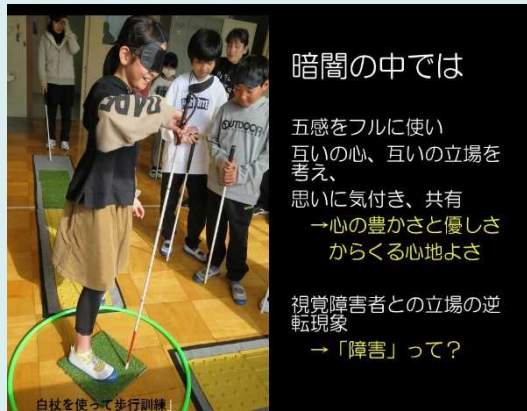
文部科学省

---

「交流及び共同学習」の充実のため、各自治体における取組の参考となる優れた実践事例を動画で各20分程度紹介。

## 【動画で紹介している取組実践例】

- 静岡県 外部機関と連携した交流及び共同学習
- 福井県 ICTを活用した全県的な交流及び共同学習
- 仙台市 障害当事者との組織的な交流及び共同学習
- 南箕輪村 副次的な籍を活用した交流及び共同学習  
(長野県)
- 国土交通省 バリアフリー教室の取組



静岡県：ダイアログインザダークに関する取組



国土交通省：バリアフリー教室について

## 【交流及び共同学習とは】

障害のある子供と障害のない子供が、共に経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ教育活動。障害者基本法第16条においても積極的に進めることとされている。

※小学校学習指導要領

「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」

案内ページ(文部科学省)

再生リスト(YouTube)



※ R2年11月実施。取組はこちらをご参照ください。→[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1413898\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898_00001.htm)